

第 2 1 号議案

桶川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

桶川市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときには代理人)が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し提出者がこれに署名押印しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

行政手続における押印義務の見直しに伴い、関係書類の押印を不要とすることから、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。